

## お知らせ

**あなたの資産を確認してください**  
（固定資産課税台帳の縦覧）

自分の所有している資産を確認していただくために、固定資産課税台帳を無料で見ることのできる縦覧を次のとおり行います。

**■縦覧期間**  
4月1日(火)～6月2日(月)  
(ただし土曜日、日曜日、祝日は除く。)

**■縦覧できるもの（固定資産台帳にかわるもの）**

- ・土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）
- ・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

※縦覧台帳は、旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所で縦覧してください。

**■縦覧できる人、縦覧に必要なもの**

①固定資産税の納稅義務者（ただし、土地（家屋）のみを所有している者は、家屋（土地）の縦覧ができません。）

・必要なもの  
納稅通知書・課稅明細書等と印鑑

②納稅管理人（代理人）

・必要なもの  
納稅通知書・課稅明細書等と印鑑（納稅者から委任があつたものとして扱う。）

※納稅者と同居の親族も同様に取り扱います。

**■縦覧料**

無料

**■時間**  
午前8時30分～午後5時

**■場所**

久賀・大島・東和・橘各総合支所

**■問い合わせ**

税務課 課稅第2班

☎ 0820 (74) 1008

### ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業のお知らせ

#### ■対象者

町内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方

・修業年限2年以上の養成機関で修業し、対象資格の取得が見込まれる方

・就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方

・過去に母子家庭高等技能訓練促進費等を受給していない方

#### ■対象となる資格

・看護師・准看護師

・介護福祉士

・保育士

・理学療法士

・作業療法士

・町長が町の実情に応じて認める資格

・修業期間の全期間（上限2年）に支給します。

・訓練促進費の支給額および手続き

<p>①町民税非課税世帯</p> <p>月額10万円</p>	<p>②町民税課税世帯</p> <p>月額7万500円</p>
<p>5万円</p>	<p>入学支援修了一時金（修了後支給）</p>
<p>2万5千円</p>	<p>①町民税非課税世帯</p>

### 一 人権相談所を開設します 一

人権相談所では、人権問題、土地、家屋、金銭貸借、離婚などの生活上の心配事の相談を受けています。

#### ◆常設人権相談所

法務局では毎日（休日を除く。）人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局 ☎ 0827(43)1125

岩国市錦見一丁目 16-35

午前8時30分～午後5時15分

#### ◆特設人権相談所

町内にて毎月一回会場（9時30分～正午）にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開催されています。

－平成26年度計画－

○久賀総合センター

・4月7日(月)・8月4日(月)・12月8日(月)

○大島庁舎

・5月12日(月)・9月1日(月)・1月5日(月)

○橘総合センター

・6月2日(月)・10月6日(月)・2月2日(月)

○東和総合センター

・7月7日(月)・11月10日(月)・3月2日(月)

◆問い合わせ 福祉課 ☎ 0820(77)5505

①町民税非課税世帯

高等技能訓練促進費を希望される方は、事前相談が必要です。面談により、資格の取